

## 新型コロナウイルス関係における出席停止について

次の症状等がある場合、原則として出席停止として扱う。

- (1) 感染が判明した場合
- (2) 濃厚接触者に特定された場合
- (3) 発熱や風邪症状が見られる場合
- (4) 同居する家族に発熱や風邪症状が見られる場合
- (5) 同居する家族が、濃厚接触者に特定され PCR 検査等を受ける場合
- (6) 生徒又は同居の家族が、濃厚接触者ではないが、医師や保健所の指示等で PCR 検査を受けた場合
- (7) 主治医や学校医に相談の上、登校すべきでないと判断された場合（要相談）
- (8) 海外から帰国・再入国し、一定期間自宅等での待機を要請された場合
- (9) 生徒に症状等はないが保護者から感染が不安で学校を休ませたいと相談され、合理的な理由があると校長が判断した場合（要相談）
- (10) ワクチン接種を受けた、ワクチン接種の予約に医療機関へ行った場合  
※保護者から事前に日時等の電話をいれてもらう  
（1日出校しない→出席停止， 1日のうち一部の時間に不在→公欠）
- (11) ワクチン接種による副反応が見られる場合

(2)～(11) に関しては、保護者の方より『新型コロナウイルス感染症（疑）の療養経過報告書及び登校届』を提出してもらいます。

※長期間にわたり、出席停止となる見込みの生徒に関しては、各教科より課題を用意します。